

寺院の適切な管理運営について

- ▷ 帰俗願
- ▷ 僧籍削除願
- ▷ 死亡届

寺院活動支援部 〈一般寺院担当〉

宗門総合振興計画の一環として、適正な寺院運営の啓蒙・普及のため、『宗報』（平成30年4月号）より、寺院の運営に直接関わる「願記等」の取り扱いについて掲載しております。

今号は、僧籍の抹消の手続きについて掲載いたします。

▽ 帰俗願

僧侶が帰俗きぞくしようとするときは、総局の許可を得なければなりません。

総局は、帰俗の許可を与えたときは、度牒どちようを返納させ、僧籍台帳の登録を抹消します。

「帰俗願」は、以下のように「願記等」を作成します。

1. 申請書

(1) 申請者

本人が実印にて申請します。

「註」申請時において、申請者の僧籍台帳上の氏名に変更が生じている場合は、「改姓（名）届」を同時に提出します。

〔註〕 住職又は住職代務の承諾が必要です。
(2) 記載内容

申請者の現住所、所属寺、氏名及び帰俗する理由を明記
します。

2. 添付書類

(1) 度牒

〔註〕 度牒を紛失している場合は、「度牒再交付申請書」
を同時に提出します。

(2) 印鑑登録証明書

3. その他

(1) 僧侶が帰俗しようとする場合において、住職又は住職代
務が不在のときには、先に任命手続きが必要です。

(2) 住職本人が帰俗しようとするときは、後任者の任命手続
きを完了した後に申請します。但し、解散する寺院又は
吸収合併により吸収される寺院の住職に限り、住職の職
分のまま申請ができます。

▽ 僧籍削除願

住職は、衆徒が教導に従わず、以下、「1. 申請書(2)記載内
容①削除の理由」のいずれかに該当するときは、その僧籍の削
除を申請することができます。

〔僧籍削除願〕は、以下のように「願記等」を作成します。

1. 申請書

(1) 申請者
住職又は住職代務。

(2) 記載内容

① 削除の理由

〔註〕 衆徒が教導に従わず、「住職の承認を得ず、5
年以上の期間、所属の寺院を離れたとき」又は「宗
門に対する賦課金納付の義務を、5年以上の期間、
履行しないとき」のいずれかの理由を記載します。

② 寺を離れた年月日

〔註〕 当該衆徒と連絡が取れなくなった期日を記載し
ます。

③ 当時の経緯

〔註〕 申請者である住職又は住職代務が当該衆徒に対
し、当時どのような教導をおこなったのか詳細に記
載します。

④ 本人の親族の連絡先

〔註〕 分からない場合は「不明」と記載します。

⑤ 本人の連絡先

〔註〕 申請者が知り得ている住所を記載します。

⑥ 本人不在中の賦課金納付者

〔註〕 誰が納付していたか明確に記載します。

〔註〕 当該衆徒に対し、賦課金納付の依頼をしている場合は、証拠となる書類を添付します。

2. 僧籍削除願受理後の手続き

(1) 総局は、僧籍削除の申請に理由がある（妥当である）と認められたときは、当該衆徒に対し僧籍を削除する旨の予告をします。この場合において、当該衆徒の住所が不明であるときは、その者の氏名及び所属寺院を『宗報』に2回掲載して予告します。

(2) 予告に関する書類を発送した日又は『宗報』に第2回目の予告を掲載した日から起算して60日以内に当該衆徒から異議申立てがないとき、又は異議申立てが正当の理由がないと認められたときは、総局は、当該衆徒の僧籍を削除し、その氏名等を告示します。

〔註〕 僧籍を削除された者は、僧籍削除の告示があった日から4か月以内に監正局に僧籍復活に関する異議の申立てができます。

▽死亡届

僧侶が死亡したときには、死亡を証する書類と度牒を添えて、総局に届出なければなりません。

「死亡届」は、以下のように「願記等」を作成します。

1. 届出書

(1) 届出者

当該僧侶が所属する寺院の住職、住職代務又は寺族代表者。

(2) 記載内容

死亡した僧侶の氏名、死亡日。

2. 添付書類

(1) 死亡を証する書類

〔例〕 除籍謄本、死亡届・死亡診断書、火葬許可書、埋葬許可書等

※写し可

(2) 度牒

〔註〕 度牒を紛失している場合は、「度牒紛失届」を添付します。書式に決まりはありませんが、「死亡届」届出者の氏名にて総局宛とし、度牒を紛失した者の氏名を明記します。

なお、僧侶が死亡した場合、教区教務所を経由した申請により、宗門が死亡扱い（院号等）を授与します。その際に「死亡届」の届出書面を同封しています。